

障害などの当事者が考える 差別・配慮について (第1回)

障害者差別解消法 施行に当たり

身体障害者福祉協会会長
河野尚孝

私は過去を振り返って、五体満足な人に対して特別に劣等感や引け目を感じたことはありません。38歳の時、事故に遭い身体障害者となりました。住み馴れた故郷を後に都会

へ出て就職し、定年退職まで紆余曲折はありましたが、運良く周りの人たちにも恵まれ、大過なく25年間働くことができました。

4月1日から障害者差別解消法が施行され、次の点の解消が必要と考えています。

①障害を理由として、障害者でない者との不当な差別的扱いをしない
②障害者本人の性別・年齢・

東久留米市中等度難聴児発達支援事業 補聴器の購入費を助成します

身体障害者手帳の交付対象にならない中等度難聴児に対して、補聴器の費用により言語の取得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

①市内に居住する18歳未満の児童
②両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない聴力であること
③補聴器の費用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断する児童

障害や難病疾患などの啓発事業に 対する補助金を交付します

4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が施行されました。障害者、難病患者への差別を解消するには、障害、難病疾患への理解が不可欠です。

市では、差別解消法の周知と理解の促進のため、障害者、難病患者などの当事者団体が

障害種別や状態などに応じて、社会的障壁の除去を実施するため、必要かつ合理的な配慮を行なう

なお、合理的な配慮とは、

障害者が多く利用すると想定される施設では、障害者の要望にできる限り配慮することなどです。

このようなことで障害の有無に関わらず、共に生きる明るい社会を作っていくことが願っています。

障害者差別解消法について詳しくは障害福祉課 ☎ 470・7747へ。

日本語ボランティアを 募集します

「東久留米にほんごクラス」と「東久留米国際友好クラブ」の2団体では、外国人と一緒

に日本語を勉強するボランティアを募集しています。日本語で日本語を教えるため、外国語力は問いません。テキストもありません。

関心のある方は、説明会にご参加ください。

①東久留米にほんごクラス 昼間仕事をしている方や学生にも通いやすい夜間の教室です。ひな祭り、七夕、茶道

携帯型磁気ループを 貸し出します

世帯の所得が一定以上の場合(世帯の最多収入者の市民税所得割額が46万円以上)▼申請前に補聴器を購入した場合

【助成額】1台当たり13万7000円を限度に助成します(修理費用は対象外)
※原則、片耳分の支給ですが、教育上・生活上、特に必要があると認められた場合は、両耳分を支給します。

【注意】原則1割の利用者負担が発生します(ただし、生活保護・住民税非課税世帯は負担なし)
詳しくは同課福祉支援係 ☎ 470・7747、ファクス(475・8181)へ。

市では、聴覚障害者の健聴者との円滑な意思疎通および社会活動などの知識の習得のため、各種行事、講習会、会議などに参加する場合に、音声をはっきりと聴き取るための携帯型磁気ループ(磁気誘導システム)の貸し出しを無料で行っています。

【貸し出し対象者】身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者およびその保護者▼聴覚障害者団体 ☎ 470・7747、ファクス(475・8181)へ。

交流を深めることを目的とするボランティア組織です(年会費あり)。日本語教室(大人・子ども)のほか、多くの催しを企画・運営しています。

詳細は同クラブホームページ

【説明会】6月7日・14日の申し込みと詳しくは①・②のいずれも5月31日(火)までに生活文化課 ☎ 470・7738へ。

国民健康保険

27年11月分の診療費をお知らせします

◎一般被保険者Ⅱ診療件数 2万6343件▼診療費 6億792万8720円▼1件当たりの金額 2万3077円(前年度比105.2%)

◎退職被保険者Ⅱ診療件数 869件▼診療費 2030万8030円▼1件当たりの金額 2万3369円(前年度比61.3%)

※出典は国民健康保険毎月事業状況報告(2月報)。

いずれも火曜日、午後2時から、市民プラザホールで(※内容が異なりますので、2日間ともご参加ください(要申し込み))

申し込みと詳しくは①・②

市では、実施している事務事業の実績を踏まえ、その評価を行い、改革改善の視点から翌年度の予算などへ反映していく「事務事業評価制度」を導入しています。

このたび、事務事業評価表に掲げる評価結果などについて、外部の視点からその妥当性を検証し、効果的・効率的な事務執行に向けた改善策などの提言を得るため、外部評価会議を実施します。

つきましては、外部評価会議の市民委員を募集します。

【会議日程】第1回会議を6月中、その後、複数回開催する予定です

※会議の日程などは委員と調整の上、決定します。

【任期】2年

【応募資格】28年4月1日現在、1年以上市内に居住する20歳以上の方

【募集人数】3人

【報酬】会議に出席した場合

【募集人数】1人

【報酬】月額17万3000円(市の規定による報酬、交通費相当額は別途支給。全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金、雇用保険、有給休暇あり(ただし、最初の半年はありませぬ)

【応募書類】履歴書(写真貼付)、「窓口における市民サービス」についての考えや意見を原稿用紙800字以内にとめた小論文

申し込みは5月2日(月)13日(金)の午前8時半～午後5時15分(正午～午後1時は除く)に、応募書類を保険年金課(市役所1階)へ本人が直接持参してください(郵送不可)。書類選考後、面接ができる方

外部評価会議の市民委員を 募集します

に所定の謝金を支給

【選考方法】応募動機のほか、年齢、性別のバランスなどを考慮して選考します。選考結果は郵送で応募者全員に通知します

※応募書類は返却しません。【応募方法】5月20日(金)午後5時までに(必着)、「外部評価会議市民委員希望」と明記し、応募動機を4000字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入した用紙(市ホームページから取得できますが、任意の用紙でも構いません)を、〒203-8555、市役所行政課宛て郵送、同課市役所4階へ直接持参(土曜・日曜日、祝日を除く)、ファクス(470・7804)または電子メール(josekai@city.higashikurume.lg.jp)で送信してください

詳しくは同課 ☎ 470・8031へ。

【職種】介助員(臨時職員)

【内容】市立小・中学校に設置している特別支援学級などの介助員を希望する方を登録します。

【賃金】1時間当たり11700円。(交通費相当額は別途支給)

【雇用期間】9月30日(金)まで(以降、更新の場合あり)

【勤務時間】1日6時間半以内(週5日以内)。ただし、学校によって勤務日数・勤務時間が異なります

【勤務地】市立小・中学校

【希望者の登録】

市立小・中学校に設置している特別支援学級などの介助員を希望する方を登録します。

【資格】次のいずれかに該当する方。①教員免許を持つ方または取得見込みの方(免許の種類は問いません)②特別支援学校、特別支援学級での介助員の経験のある方③体力に自信のある方

申し込みは履歴書(教員免許を持つ方は免許の写し)を持参して、直接指導室(市役所6階)へ。詳しくは同室特別支援教育係 ☎ 470・8032へ。



国民年金について

国民年金の加入者または元加入者が65歳になるまでに、国民年金の障害等級が1・2級に該当した場合

障害基礎年金を受けられます。

ただし、初診日の前々月までに保険料を納めた期間(保険料免除等の期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること、初診日の前々月までの1年間に未納がないことが必要です。

20歳前の初診日に国民年金の障害等級が1・2級に該当

した方も、20歳になると障害年金が受けられます(所得制限あり)。

募集



保険年金課事務職員 (嘱託員)

【雇用期間】6月1日～29年3月31日(更新可)

【勤務日時】月16日。月曜～金曜日の午前8時半～午後5時15分

【業務内容】保険年金課事務および窓口業務

【応募資格】保険年金課の窓口受け付け業務とパソコン操作ができる方

募集します